

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 教育庁教育総務課

法令名	佐賀県教育委員会会議規則	法令番号	昭和31年佐賀県教育委員会規則第13号		
手続名	教育委員会の傍聴人の数の制限	根拠条項	第5条第2項		
処分基準	<p>教育委員会の傍聴人の制限は次の場合に行う。</p> <p>① 傍聴を希望する者が傍聴席の座席数を越えたとき</p> <p>② 上記のほか、教育長が必要と認めるとき</p>				
	対応区分	<p>1 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関</p> <p>教育庁 教育総務課</p>	<p>交付機関</p> <p>教育庁 教育総務課</p>	<p>目次</p> <p>No.</p>